

個人データ取扱規程

株式会社シスデイズ は個人データ取扱規程を次のように定める。

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社シスデイズ（以降「弊社」と表記する）の個人情報およびそれに関連するデータ（以降「個人データ」と表記する）の保護方針に基づく個人データの取扱いの基本事項を定めたものであり、個人データの保護と適正な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における各用語の定義は、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）」および関係各省庁の個人情報保護に関するガイドラインによるものとする。

第二章 管理組織・体制

(個人データ管理責任者)

第3条 弊社は、代表取締役 宮野 清隆 を個人データの安全管理に係る業務遂行の責任者とし、個人データ管理責任者と呼称する。個人データ管理責任者は、次に掲げる業務を所管する。

- 個人データの安全管理に関する規程及び委託先の選定基準の承認及び周知
- 個人データを取扱う部署毎の個人データ管理者の任命
- 個人データ管理者からの報告徴収及び助言・指導
- 個人データの安全管理に関する教育・研修の企画
- その他個人データの安全管理に関する事項

※ 前項②に定める個人データ管理者は、個人データ管理責任者が兼務できる。

(個人データ管理者)

第4条 個人データ管理者は、次に掲げる業務を所管する。

- ① 個人データの取扱者の指定及び変更等の管理
- ② 個人データの利用申請の承認及び記録等の管理
- ③ 個人データを取り扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更の管理
- ④ 個人データの管理区分及び権限についての設定及び変更の管理
- ⑤ 個人データの取扱状況の把握
- ⑥ 委託先における個人データの取扱状況等の監督
- ⑦ 個人データの安全管理に関する教育・研修の実施
- ⑧ 個人データ管理責任者に対する報告
- ⑨ その他所管部署における個人データの安全管理に関すること

(自主点検・監査の実施)

第5条 個人データ管理責任者は、別に定める「個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程」に従い、個人データの取扱に関する法令および諸規程の遵守状況に関する自主点検または監査の実施計画を立案し、個人データ取扱部署毎に自主点検または監査を定例的に実施する。

(体制の見直し)

第6条 個人データ管理責任者は、前条の自主点検または監査の結果に照らし、必要に応じて個人情報の取扱に関する安全対策・諸施策を実施する。

第三章 運用

(管理原則)

第7条 個人データは本規程に従い適切に管理し、その重要度に応じて取得・利用・移送・保管・廃棄を行う。

(利用目的)

第8条 個人データは、予め本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならず、変更された利用目的は遅滞なく本人に通知または公表を行う。

(適正な取得)

第9条 個人データは、偽りその他不正な手段により取得してはならない。

(利用目的の通知・公表・明示)

第10条 弊社は個人データの取得に際し、利用目的を予め公表している場合を除きその利用目的を本人に通知する。但し、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。(個人情報保護法第18条2項)

(センシティブ情報)

第11条 センシティブ情報については、法令・諸規則に定められた場合のほか、原則として取得・利用または第三者提供を行わない。なお、適切な業務運営を確保する必要からセンシティブ情報を取得・利用または第三者提供する場合は、事前に本人から同意を得ることとする。

(個人データの正確性の確保)

第12条 弊社は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを正確かつ最新の内容に保つものとする。

(個人情報等の取扱台帳)

第13条 個人データ管理責任者は、取扱う個人情報等の取扱い状況を確認できる手段として以下の事項を含む台帳等を整備するとともに、適宜に見直しを行うものとする。

- ① 取得項目
- ② 利用目的
- ③ 保管場所・保管方法・保管期限
- ④ 管理部署
- ⑤ アクセス制限の状況

(安全管理措置)

第14条 弊社は、取扱う個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、技術的に適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じるものとする。安全管理措置は、「取得・入力」「利用・加工」「保管・保存」「移送・送信」「消去・廃棄」の個人データの管理段階に応じて各取扱規程に定めるものとする。

(漏洩時の対応)

第15条 弊社役員および従業員は、自らの部署において個人情報の漏洩等の事故または違

反の発生、あるいはそのおそれのある場合は直ちにその旨を個人データ管理責任者に報告し、その指示を求めなければならない。

(監督および社内教育)

第 16 条 弊社は役員および従業員が個人情報等を取扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行い、必要に応じて個人情報の適正な管理に関する研修を実施する。

(委託先の監督)

第 17 条 個人データ管理責任者は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるように、委託先に対し以下の各号の事項を実施しなければならない。

- (1) 委託先の個人情報保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定すること
- (2) 委託先との間で、次の事項を含む契約書等を締結すること
 - ① 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限
 - ② 委託先における個人データの漏洩、盗用、改竄及び目的外利用の禁止
 - ③ 再委託における条件
 - ④ 漏洩事案等が発生した際の委託先の責任

(第三者提供の制限)

第 18 条 弊社は、法令で定められた場合を除き、あらかじめ本人の同意なく個人データの第三者への提供を行わない。

(開示・訂正・利用停止)

第 19 条 弊社が保有する個人データに関し、個人情報保護法に基づく開示・訂正・利用停止等の申請を受けた場合は、同法の規定に照らして回答または申請の却下を行うものとする。

(苦情の処理)

第 20 条 弊社における個人情報の取扱いに関する苦情の窓口は、個人データ管理責任者とする。個人データ管理責任者以外が個人情報の取扱いに関する苦情を受付けた場合は、速やかに個人データ管理責任者に報告を行わなければならない。

(罰則)

第 21 条 弊社は、本規程に違反した役員および従業員に対して就業規則等に基づき処分を行う。

<附則>

第1条 本規程は 2008 年 10 月 27 日より実施する。

以上